

環境記念日

月	名称	内容
毎月	省エネルギーの日【1日】	1980年（昭和55年）の「省エネルギー・省資源対策推進会議」において、身近な省エネルギー行動をふりかえる機会を増やし、省エネルギーの実践の定着、節減の実効性の確保を目的に設定されました。
	ノー・レジ袋の日【5日】	日本チェーンストア協会が2002年（平成14年）10月から実施しています。
	ストップ地球温暖化デー【16日】	京都議定書発効1周年を記念し、大阪府では2006年（平成18年）2月16日から毎月16日を「地球温暖化について考え、その防止のために府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境にやさしい行動を実践する日」として設定されました。
	ノーマイカーデー【20日】	大阪府下でマイカー通勤や業務用車両の持ち帰りの自粛を呼びかけている日のことです。
2月	省エネルギー月間	1976年（昭和51年）の「資源とエネルギーを大切にす運動本部（現在：省エネルギー・省資源対策推進会議）」において、それ以前に、工場を対象にして毎年1月～3月に実施してきた「エネルギー管理強調期間」を一般消費者、官公庁を含めた全国的な運動期間に発展させることを目的に設定されました。
3月	国際森林デー【21日】	世界で森林や樹木に対する意識を高める記念日です。2012年（平成24年）12月の国連総会において決議、創設されました。自治体、各国、国際的なレベルで、例えば植林キャンペーンなど、森林や樹木に関連した活動やイベントなどが実施・開催されることを奨励しています。
	世界水の日【22日】	1992年（平成4年）12月22日に開かれた国連総会本会議において、毎年3月22日を「世界水の日」とすることが決議され、当記念日に水資源の保全・開発やアジェンダ21の勧告の実施に関して普及啓発活動を行うことが提唱されています。
4月	みどりの月間【4月15日～5月14日】	環境省が制定した月間です。5月4日のみどりの日を挟んだ期間中に、国民が自然に親しみ、自然への理解と関心が深まることを目指しています。
	アースデイ（地球の日）【22日】	1970年（昭和45年）4月22日に、公害防止や自然保護など環境保全をテーマに全米で「アースデイ」と呼ばれる大規模なデモが行われました。この取組は、米国のネルソン上院議員の発案で、全米で環境保全に関する認識が確立される契機となりました。1990年（平成2年）からは、毎年4月22日を「アースデイ」と決め、世界統一行動日として地球環境問題を考えるイベントや運動が繰り返されています。
5月	みどりの日【4日】	みどりの日は国民の祝日です。「自然に親しむとともにその恩恵に感謝し豊かな心を育むこと」を趣旨としています。
	国際生物多様性の日【22日】	生物の多様性が失われつつあること、また、それにまつわる諸問題に対する人々の認知を広めるために国際連合が制定しました。当初（1993年（平成5年））は12月29日でしたが、2000年（平成12年）に国連総会で5月22日に変更されました。
	ごみゼロの日【30日】	5・3・0（ごみゼロ）の日。全国各地で、ごみの減量、リサイクル、ポイ捨て禁止等の各種普及啓発事業が行われています。
	全国ごみ不法投棄監視ウィーク【5月30日～6月5日】	環境省は、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」と定めています。廃棄物の不法投棄等の対策を強化し、国や都道府県、自治体単位で啓発活動を一斉に実施しています。
6月	環境月間	1973年（昭和48年）に環境庁（現在：環境省）が提唱したもので、環境省をはじめ、関係省庁、地方公共団体、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われています。
	アスベスト飛散防止推進月間【6月・12月】	2006年（平成18年）から、大阪府ではアスベストの飛散防止や関連法令の周知徹底などの取組を6月・12月に重点的に行っています。
	環境の日【5日】	「環境基本法」（平5法91）第10条において新たに設けられたもので、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることを目的に設定されました。この日は国連の世界環境デーであり、これはストックホルムの国連人間環境会議の開催を記念して決定されたものです。
海洋環境保全推進週間【5日～11日】	環境省が国民に海洋保全を広く伝えることを趣旨として制定しました。また、この時期には海事関係者等に対しても集中的な活動や啓発活動を実施しています。	
7月	熱中症予防強化月間	2013年（平成25年）6月4日の熱中症関係省庁連絡会議において、熱中症に関する普及啓発等の効果をより一層高いものにするために制定されました。
	河川愛護月間	国民の河川愛護意識を醸成することを目的として、国土交通省により制定されました。我々にとって身近である河川に関心をもち、河川保護のための取組が積極的に行なわれています。
	夏の省エネキャンペーン【7月～9月30日】	国によって定められた、省エネを促す月間。7月は、夏に入り、エネルギーの使用量が増える時期です。国や地方公共団体、そして国民一人ひとりが工夫をするなど、省エネルギーの推進を図っています。
	クールアース・デー【7日】	CO2をできるだけ排出しない低炭素社会の実現に向けて、環境問題の大切さを国民全体で再確認していくため、施設や事業所、家庭などで一斉に電気を消す「セブタライトダウン」を呼びかけています。
	光化学スモッグの日【18日】	1970年（昭和45年）7月18日、東京都杉並区で日本初の光化学スモッグが発生し、40数人が病院へ運ばれました。
	夏の省エネ総点検の日【1日】	1990年（平成2年）の省エネルギー・省資源対策推進会議において、エネルギー消費が増大する夏季の省エネルギー普及広報の一環として設定されたもので、経済産業大臣が参加するなど、各種省エネルギーキャンペーンのイベントを実施しています。
8月	水の日【1日】、水の週間【1～7日】	水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月1日を「水の日」、この日を初日とする一週間を「水の週間」として、ポスターによる啓発や講演会の開催などの行事を全国的に実施しています。
	オゾン層保護対策推進月間	環境省によって制定されました。9月に合わせて、オゾン層保護やフロン等対策に関する様々な普及啓発の活動が行なわれています。
	清掃の日【24日】	1971年（昭和46年）に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行されたことを記念として制定されました。
	環境衛生週間【9月24日～10月1日】	清掃の日から浄化槽の日までの1週間を環境衛生に関する啓発期間として制定されました。
SDGs週間【9月25日を含む1週間】	国連でSDGsが採択された9月25日を含む1週間を、国連はSDGs週間としました。世界中でSDGsへの意識を高め行動を換えるため、多くのイベントが行なわれます。	
10月	リデュース・リユース・リサイクル推進月間（3R推進月間）	3R（リデュース・リユース・リサイクル）関係8省庁（※）では、3R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間（略称：3R推進月間）」と定め、広く国民に向けて普及啓発活動を実施しています。 ※財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁

都市緑化月間	「ひろげよう 育てよう みどりの都市」をテーマに、国土交通省、都道府県、市町村では、地域住民の緑化意識の高揚を図るため、毎年10月を「都市緑化月間」と定め、都市の緑化及び都市公園等の整備の推進に関する様々な活動を実施しています。
受信環境クリーン月間	受信環境クリーン中央協議会は、テレビ・ラジオをより良好に視聴できるようにするため、全国各地で放送電波受信障害防止に向けた活動を集中的に展開することとしています。この活動は、1955年（昭和30年）以来、毎年実施しています。
木材利用促進月間	10月8日は「十と八」で「木」の日と読めることから、林野庁はかつて毎年10月を「木づかい推進月間」としていましたが、令和3年6月に、10月は「木材利用促進月間」と法定化されました（令和3年10月1日施行）。以後、10月は木材利用促進月間として、行政や各種団体、企業等により、「木づかい運動」の推進に係るイベントの開催など、全国で様々な取組が展開されています。
浄化槽の日【1日】	1985年（昭和60年）に「浄化槽法」が施行されたことを記念して制定されました。
リサイクルの日【20日】	10が一回り、20が二回りという語呂合わせで、日本リサイクルネットワーク会議が1990年（平成2年）に制定しました。
食品ロス削減月間、食品ロス削減の日【30日】	「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）第9条において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定められました。消費者庁、農林水産省、環境省で連携し、食品ロスの削減に向け、普及や啓発のための取組を集中的に実施しています。
11月 エコドライブ推進月間	エコドライブ（環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用）の普及促進のため、警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省を関係省庁とする「エコドライブ連絡会」が2006年（平成18年）に策定した「エコドライブ普及・推進アクションプラン」に基づき、交通量の多くなる行楽シーズンなど、自動車を運転することが多くなる時期（11月）に積極的な普及啓発を行っています。
12月 地球温暖化防止月間	2000年（平成12年）にオランダのハーグで行われた気候変動枠組条約第6回締約国会議において、京都議定書の早期発効を目指すために制定されました。
大気汚染防止推進月間	1968年（昭和43年）に大気汚染防止法が施行されたことを記念して制定されました。
冬の省エネ総点検の日【1日】	1980年（昭和55年）の総合エネルギー対策推進閣僚会議において、家庭、学校職場で日頃の省エネルギーについての見直し、総点検を行い、また、省エネルギー的生活習慣、更には広くエネルギーの重要性について国民的理解を深めることを目的に設定されました。